

第2章 伊丹市地域福祉計画（第3次）のめざすところ

1. 計画の理念とその柱

1) 計画の理念－「共生福祉社会の実現」

第1次計画及び第2次計画の理念を踏襲し、「共生福祉社会の実現」を理念とします。

福祉における「共生」という言葉は、すべての人がお互いの人権を大事にし、支え合い、共に暮らせる社会を作っていくためのプロセスのなかで生まれたものです。市民への人権教育、福祉教育、権利擁護を推進し、すべての人の権利を守ることができるまちづくりを進めるなかで、その流れを地域福祉のなかで受け継ぎ、考えるために、これまで本市では「共生福祉社会の実現」を理念として掲げてきました。それは、すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を発揮しながら、ともに支え合うことで、自立・自律した生活が送れるような社会を表すものです。

国においても、平成30年（2018年）の社会福祉法の改正において、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会という意味の「地域共生社会」を提唱していますが、「共生福祉社会」はその内容を含んだ本市独自の考え方であり、本市がめざすべき社会として引き続き理念に掲げます。

■ 計画の理念

共生福祉社会の実現

■ 理念の柱

1 福祉文化の創造

2 ともに生きる社会づくり
～ソーシャルインクルージョン⁷～

3 地域で自立・自律した生活を
営むことができるまちの実現

4 市民主体に基づく
市民・専門職・事業者・行政の協働

8 ソーシャルインクルージョン：すべての人々を、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

2) 理念を構成する4つの柱

計画の理念を構成する4つの柱についても、計画の理念と同様に第2次計画の柱を基本とします。

1 「福祉文化の創造」

「福祉」とは、誰もが抱える可能性のある福祉課題に対するサービスであるにもかかわらず、高齢者や障がい者、子どもなどが抱える特別な福祉課題に対する特別なサービスというように捉えられることが多く、なかなか自らのこととして捉えにくい概念です。

こうした福祉課題を「私には関係のない課題」として「行政や専門機関が対応すればいい」と考えるのか、「私にも関係する課題」として「私にも何かできないだろうか」と考えるかでは大きな違いがあります。

「福祉文化の創造」とは、市民一人ひとりの福祉に向き合う考え方や姿勢のあり方を問うものであり、福祉課題を「私のこと」と捉えることのできるような文化（気風）をつくっていかうということです。

2 「ともに生きる社会づくり（ソーシャルインクルージョン）」

「ともに生きる」という表現は、「障がい者」、「高齢者」、「子ども」、「外国人」、「生活困窮者」、「性的マイノリティ⁹」などと人を特定のカテゴリーを表す言葉でくくり、その後でどのカテゴリーの人とも「ともに生きる」というように使うことが多いのではないのでしょうか。

この計画での「ともに生きる」という表現は、そうしたカテゴリー分けされた人たちも一緒に（「ともに」）という使い方ではなく、そのようなカテゴリー分けそのものをせずに、「お互いの人権を尊重し合いながら市民がともに生きていけるような社会をめざす」という思いを込めています。

また、地域において暮らしているのは地域住民だけではなく、社会福祉法人、企業やNPO等の組織や団体など、さまざまな主体が共存しています。「ともに生きる」とは、「ともに支え合う」ことでもあり、地域で生活するすべての人とそこで活動する組織や団体が、豊かな生活が送れるよう誰もが分けへだてなく、互いに支え合うことができる地域の仕組みこそ、「ともに生きる社会づくり」であるといえます。

3 「地域で自立・自律した生活を営むことができるまちの実現」

ここでいう「自立・自律した生活」とは、日常生活動作（ADL）面での自立、あるいは経済的、職業的な自立を前提としたいいわゆる「自活生活」ではありません。むしろ日常生活動作あるいは就労することに制約があっても、人はそれぞれ自分自身の意思や想いに基づいて自己選択や自己決定を行い、さまざまな社会資源を活用することで、地域社会において市民としてごく当たり前の生活を営むことができることを意味しています。

4 「市民主体に基づく市民・専門職・事業者・行政の協働」

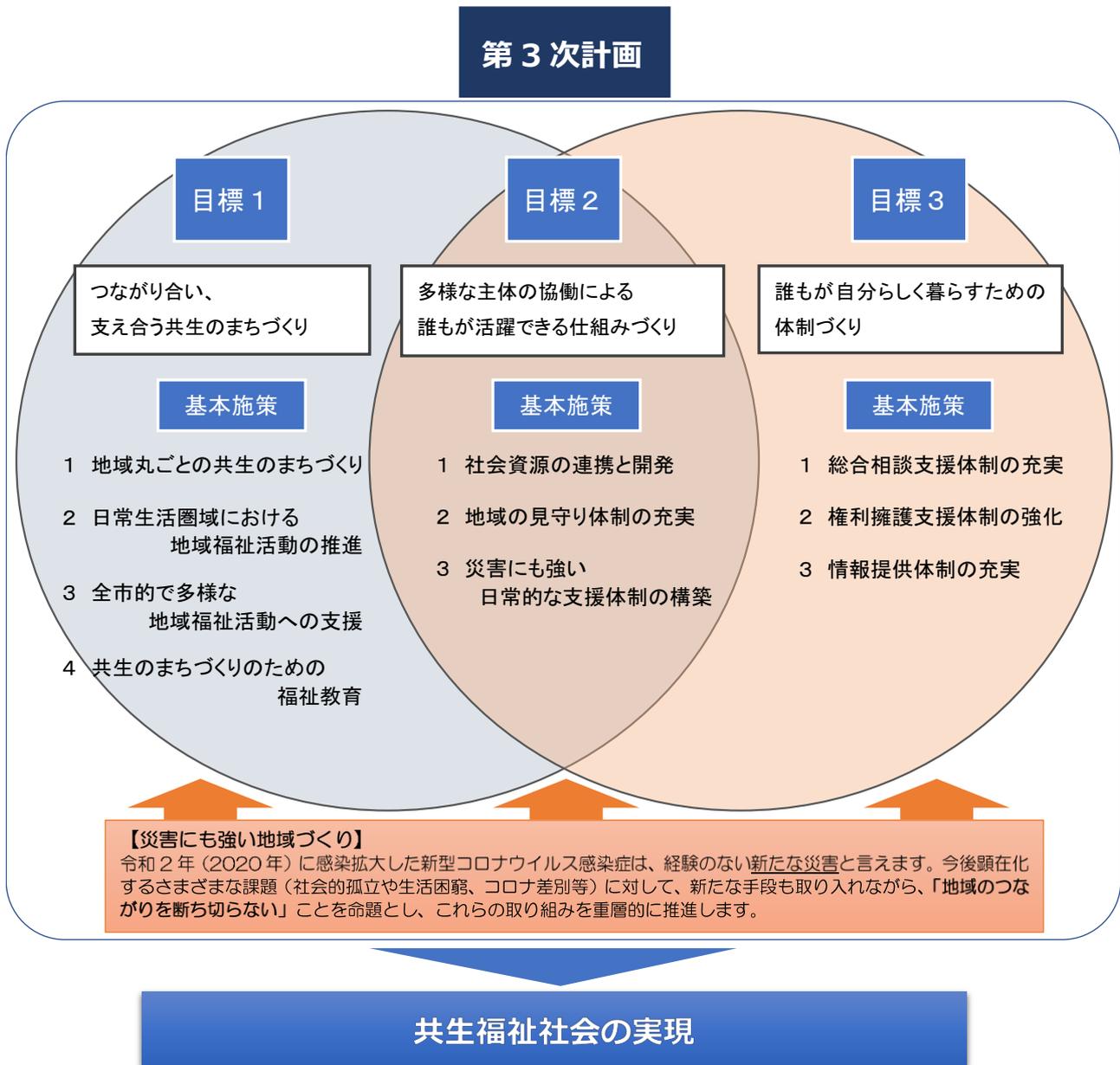
地域福祉をつかっていく主体はあくまでも「市民自身」です。その上で市民参加や男女共同参画社会の実現という観点も含め「市民主体」としています。

このようにまず市民を地域福祉推進の主体と位置づけた上で、その市民と専門職、事業者、行政が協働して地域福祉を創造していくことを目標として定めています。また、ここでの「市民」とは、地域で生活している「生活者市民」だけではなく、企業やそこで働く人たち（「事業者市民」）、その地域に関わる活動団体やボランティアも含んでいます。

9 性的マイノリティ：性同一性障害や同性愛者など性的に少数とされる人たち。性的少数者、LGBT（レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がい者等の身体の性と心の性が一致しない者）の頭文字を合わせた言葉）といわれることもある。

2. 計画の体系

計画の理念である「共生福祉社会の実現」をめざし、計画の体系を次のように設定します。

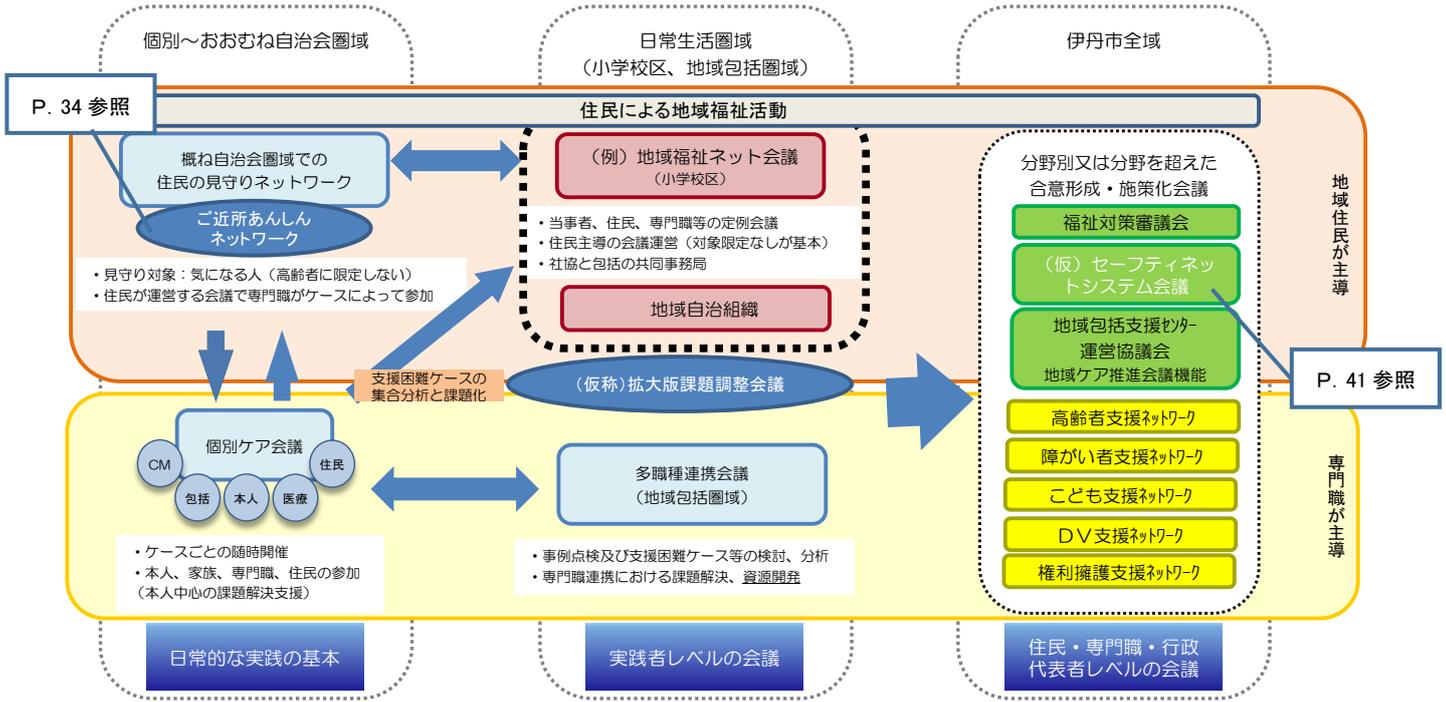


「まちづくり」と「地域づくり」

「まちづくり」と「地域づくり」の言葉の意味に差異はなく、全国それぞれの地域によって使い分けられているものです。当計画においては、「市全体」の取り組みや方向性について示す時は「まちづくり」、より「住民に身近な圏域」における取り組みや方向性について示す時は「地域づくり」と表記しています。

また、国の「重層的支援体制整備事業」においては、「地域づくりに向けた支援」が示され、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための取り組みを行うものとされています。伊丹市においても、「地域づくり」には、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる場とすることができる場という意味を込めています。

【目標1～目標3に関わる官民の協議の場の全体像】



地域福祉ネット会議や地域自治組織等の「地域における協議の場¹⁰」を活用して地域福祉を推進

(出典) 伊丹市 資料

伊丹市においては、圏域ごとに地域住民や専門職を主体とした協議の場をもち、それぞれが連携しながら重層的な支援のネットワークを形成しています。住民主体で、最も身近な圏域において住民同士の見守りや声かけを行い、日常生活圏域において地域福祉ネット会議や地域自治組織の活動により地域福祉課題の解決に取り組み、市全域では地域福祉の合意形成・施策化会議を行い、それぞれの協議の場で専門職が協働しながら地域福祉を推進しています。

10 地域における協議の場：生活支援コーディネーターやその他の関係機関等が参画する、地域における定期的な情報共有及び連携強化の場、中核となるネットワーク（中学校区をエリアとする協議体（厚生労働省総合事業ガイドラインにおける第2層））。